

自動車事故対策費補助（自動車運送事業の安全総合対策事業の部）に
関する運用方針

	平成10年6月17日	自保第128号03
改正	平成13年12月14日	国自総第10044号
改正	平成16年4月7日	国自総第13号02
改正	平成17年4月6日	国自総第6号
改正	平成18年3月31日	国自総第597号02
改正	平成18年7月26日	国自総第207号
改正	平成19年3月23日	国自総第554-2号02
改正	平成20年3月14日	国自総第482号02
改正	平成21年3月10日	国自旅第343号
改正	平成22年3月19日	国自旅第327号02
改正	平成23年3月25日	国自旅第229号02
改正	平成24年3月30日	国自安第96号02
改正	平成24年10月19日	国自安第91号
改正	平成25年5月15日	国自技第15号02
改正	平成25年7月30日	国自技第78号02
改正	平成26年6月19日	国自安第33号02
改正	平成27年6月24日	国自技第83号02
改正	平成28年6月24日	国自安第61号
改正	平成28年11月25日	国自安第167号
改正	平成29年6月29日	国自技第61号
改正	平成30年7月27日	国自安第79号
改正	令和元年9月17日	国自安第92号
改正	令和2年10月22日	国自技環第110号02
改正	令和3年7月30日	国自安第58号
改正	令和4年7月13日	国自技環第51号02

この運用方針は、自動車事故対策費補助金交付要綱（昭和55年9月12日付け自保第151号。以下「交付要綱」という。）に定めるもののうち、自動車運送事業の安全総合対策事業に係る補助採択の方針及び補助対象経費の内容等について以下のとおり定めるものである。

（補助採択の方針）

1 別紙1の1.、別紙1の2. 及び別紙1の3. 事故防止対策支援推進事業（先進

安全自動車(ASV)の導入に対する支援、運行管理の高度化に対する支援及び過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援)の補助対象事業者がリース事業者である場合は、当該補助対象機器の貸し渡し先へのリース料金の総額について、補助金の適用を受けない場合の通常料金の総額と受けた場合の料金の総額との差額が、補助金額を上回らなければならない。

2 自動車事故対策費補助(自動車運送事業の安全総合対策事業)は、同目的のもと国が交付する他の補助金(国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。)を受けた事業には、交付しないものとする。

3 予算額を超過するおそれがある場合は、申請時に賃上げに取り組んでいるまたは取り組んでいくことを表明し、かつ当該事項について達成したことを証明した者を優先的に補助対象事業者として選定することができるものとする。

(補助対象経費の内容等)

4 交付要綱別表の各補助対象経費の内容は、別紙1の1.～4.のとおりとする。

5 別紙1の1.事故防止対策支援推進事業(先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援)については以下のとおりとし、同一車両に複数の装置を装着する場合には、車両1台分当たりの補助限度額は15万円(バスは中小企業30万円、中小企業以外20万円)とする。

(1) 衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)については、協定規則(国連の車両等の型式認証相互承認協定に基づく規則をいう。以下同じ。)第131号の技術的な要件に適合し、前方の障害物の検知対象を歩行者まで検知する性能を有するものとし、車両1台当たりの補助限度額は10万円(中小企業以外は6万7千円)とする。

(2) 以下の要件を満たした①～③の装置については、同一車両に①～③の複数の装置を装着する場合(個々の装置が個別に装着できるものに限る。)にあっては、最も金額の高い装置に対してのみ補助するものとする。

① ふらつき注意喚起装置については、別紙2に適合したものとし、車両1台当たりの補助限度額は5万円(中小企業以外は3万3千円)とする。

② 車線逸脱警報装置については、別紙3に適合したものとし、車両1台当たりの補助限度額は5万円とする。

③ 車線維持支援制御装置については、協定規則第79号の技術的な要件に適合したもの又はこれに準ずる性能を有するものとし、車両1台当たりの補助限度額は5万円(中小企業以外は3万3千円)とする。

(3) ドライバー異常時対応システムについては、協定規則第79号の技術的な要件に適合したもの又は「ドライバー異常時対応システムガイドライン」(平成28年3

月国土交通省自動車局)の要件に適合したもの又はこれに準ずる性能を有するものとし、車両1台当たりの補助限度額は10万円(中小企業以外は6万7千円)とする。

(4) 先進ライトは、自動切替型前照灯、自動防眩型前照灯又は配光可変型前照灯とし以下の要件を満たした装置に対して車両1台当たりの補助限度額は10万円(中小企業以外は6万7千円)とする

① 自動切替型前照灯については、協定規則第48号の技術的な要件に適合したもの又はこれに準ずる性能を有するもの

② 自動防眩型前照灯及び配光可変型前照灯については、協定規則第48号及び第149号の技術的な要件に適合したもの又はこれに準ずる性能を有するもの。

(5) 側方衝突警報装置については、協定規則第151号の技術的な要件に適合したもの又は別紙4に適合したものとし、車両1台当たりの補助限度額は5万円(中小企業以外は3万3千円)とする。

(6) 統合制御型可変式速度超過抑制装置については、「統合制御型可変式速度超過抑制装置 ガイドライン」(令和2年5月国土交通省自動車局)の要件に適合したもの又はこれに準ずる性能を有するものとし、車両1台当たりの補助限度額は10万円(中小企業以外は6万7千円)とする。

(7) アルコール・インターロックについては、「呼気吹き込み式アルコール・インターロック装置の技術指針」(平成24年4月国土交通省自動車局)の要件に適合したもの又はこれに準ずる性能を有するものとし、車両1台当たりの補助上限額は10万円(中小企業以外は6万7千円)とする。

6 別紙1の2. 事故防止対策支援推進事業(運行管理の高度化に対する支援)において補助を行うデジタル式運行記録計については、次に掲げる機能を有するものとして国土交通大臣に選定されたものとし、車載器1台当たりの補助限度額は2万円、事業所用機器1台当たりの補助限度額は10万円とする。

(1) 国土交通大臣によるデジタル式運行記録計(第Ⅱ編)の型式指定を受けている機器等又は国土交通大臣によるデジタル式運行記録計(第Ⅲ編)の型式指定を受けている機器であること。

(2) デジタル式運行記録計の解析ソフトウェアによる出力結果が運行管理及び安全運転の指導に活用できること。

(3) (2)のソフトウェアは、運転者の労務状況を一覧表等により容易に確認できるものであり、かつ、法令等で定める運転者の労働時間等について、違反及び違反のおそれがある場合に画面上で警告を発するものであること。

(4) (2)のソフトウェアは、映像記録型ドライブレコーダーが記録した撮影情報を運行管理及び安全運転の指導に活用できるものであること。

(5) 品質が保証され、保証期間が定められていること。

(6) 5年間は通信環境が維持される等、継続して使用できる条件が整っていること。

- 7 別紙1の2. 事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援）において補助を行う映像記録型ドライブレコーダーについては、次に掲げる機能を有するものとして国土交通大臣に選定されたものとし、車載器1台当たりの補助限度額は1万円（一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車に限る。）、事業所用機器1台当たりの補助限度額は3万円とする。
- (1) 運転時に連続して車両前方の映像を撮影し、急ブレーキ、事故等により強い加速度等が発生した場合に、その前後一定時間の映像の情報（日時を含む。）を記録できること。
 - (2) (1)の記録された撮影情報を外部機器に出力が可能であること。
 - (3) 記録した撮影情報は、ソフトウェアを用いて安全運転の指導に活用出来ること。
 - (4) 記録した撮影情報は、デジタル式運行記録計の解析ソフトウェアにより運行管理及び安全運転の指導に活用できること。
 - (5) 機械的動作が円滑であること。
 - (6) 十分な耐久性があること。
 - (7) 品質が保証され、保証期間が定められていること。
 - (8) 5年間は通信環境が維持される等、継続して使用できる条件が整っていること。
- 8 別紙1の2. 事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援）において補助を行うデジタル式運行記録計及び映像記録型ドライブレコーダーの一体型については、(1)に規定する車載器1台当たりの補助限度額は3万円、(2)に規定する車載器1台当たりの補助限度額は8万円、事務所用機器の1台当たりの補助限度額は13万円とする。
- (1) 6に規定するデジタル式運行記録計及び7に規定する映像記録型ドライブレコーダーの一体型（同一車両に対し、6に規定するデジタル式運行記録計と7に規定する映像記録型ドライブレコーダーを同時に装着する場合、または、6に規定するデジタル式運行記録計であって、カメラ等を付加し、7に規定する映像記録型ドライブレコーダーに相当する機能を有することとなった場合を含む。）を購入するもの。
 - (2) 6に規定するデジタル式運行記録計及び7に規定する映像記録型ドライブレコーダーの通信機能付の一体型（同一車両に対し、6に規定するデジタル式運行記録計と7に規定する映像記録型ドライブレコーダーを同時に装着する場合、または、6に規定するデジタル式運行記録計であって、カメラ等を付加し、7に規定する映像記録型ドライブレコーダーに相当する機能を有することとなった場合を含む。）を通信費（1カ月以上とする。）を含めて同時に購入するもの。
- 9 別紙1の3. 事故防止対策支援推進事業（過労防止のための先進的な取り組みに対する支援）において補助を行う機器等については、次に掲げる機器等でありかつ

国土交通大臣による過労運転防止に資する機器として選定されたものとする。

- (1) ITを活用した遠隔地における点呼機器
- (2) 運行中における運転者の疲労状態を測定する機器
- (3) 休憩時間における運転者の睡眠状態等を測定する機器
- (4) 運行中の運行管理機器

※上記機器の要件については、別紙1注2を参照。

10 別紙1の2. 及び別紙1の3. 事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援及び過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援）においては、補助対象事業者（補助対象事業者がリース事業者である場合は、貸渡し先の自動車運送事業者）当たりの上限を80万円とする。ただし、2回以上申請する場合を除き、8（2）の車載器を含めて購入して申請した場合は、上限を120万円とする。

11 別紙1の4. 事故防止対策支援推進事業（社内安全教育の実施に対する支援）において補助を行う事故防止コンサルティングについては、当該コンサルティングが国土交通大臣の認定を受けているコンサルティングメニューであることとする。

12 別紙1の4. 事故防止対策支援推進事業（社内安全教育の実施に対する支援）においては、補助対象事業者当たりの上限を100万円とする。（申請状況によっては、さらなる上限を付したうえで補助金の交付を行う場合がある。）

附 則

1. この内規は、平成10年度の補助金から適用する。
2. 自動車事故対策費補助（都道府県バス協会等の自動車事故防止事業の部）に関する運用方針（平成9年5月13日自保第126号の3）は廃止する。

附 則（平成13年12月14日付け国自総第10044号）

1. この内規は、平成13年度の補助金から適用する。

附 則（平成16年4月7日付け国自総第13号の2）

1. この運用方針は、平成16年度の補助金から適用する。

附 則（平成17年4月6日付け国自総第6号）

1. この運用方針は、平成17年度の補助金から適用する。

附 則（平成18年3月31日付け国自総第597号の2）

1. この運用方針は、平成18年度の補助金から適用する。

附 則（平成18年7月26日付け国自総第207号）

1. この運用方針は、平成18年7月26日以降の交付決定から適用する。

附 則（平成19年3月23日付け国自総第554-2号の2）

1. この運用方針は、平成19年度の補助金から適用する。

附 則（平成20年3月14日付け国自総第482号の2）

1. この運用方針は、平成20年度の補助金から適用する。

附 則（平成21年3月10日付け国自旅第343号）

1. この運用方針は、平成21年度の補助金から適用する。

附 則（平成22年3月19日付け国自旅第327号の2）

1. この運用方針は、平成22年度の補助金から適用する。

附 則（平成23年3月25日付け国自旅第229号の2）

1. この運用方針は、平成23年度の補助金から適用する。

附 則（平成24年3月30日付け国自安第96号の2）

1. この運用方針は、平成24年度の補助金から適用する。

附 則（平成25年5月15日付け国自技第15号の2）

1. この運用方針（先進安全自動車（A S V）の導入に対する支援に係る分）は、平成25年度の補助金から適用する。

附 則（平成25年7月30日付け国自技第78号の2）

1. この運用方針は、平成25年度の補助金から適用する。

附 則（平成26年6月19日付け国自安第33号の2）

1. この運用方針は、平成26年度の補助金から適用する。

附 則（平成27年6月24日付け国自技第83号の2）

1. この運用方針は、平成27年度の補助金から適用する。

附 則（平成28年6月24日付け国自安第61号）

1. この運用方針は、平成28年度の補助金から適用する。

附 則（平成28年11月25日付け国自安第167号）

1. この運用方針は、平成28年度の補助金のうち平成28年12月1日以降に申請のあった補助金から適用する。

附 則（平成29年6月29日付け国自技第61号）

1. この運用方針は、平成29年度の補助金から適用する。

附 則（平成30年7月27日付け国自安第79号）

1. この運用方針は、平成30年度の補助金から適用する。

附 則（令和元年9月17日付け国自安第92号）

1. この運用方針は、令和元年度の補助金から適用する。

附 則（令和2年10月22日付け国自技環第110号の2）

1. この運用方針は、令和2年度の補助金から適用する。

附 則（令和3年7月30日付け国自安第58号）

1. この運用方針は、令和3年度の補助金から適用する。

附 則（令和4年7月13日付け国自技環第51号の2）

1. この運用方針は、令和4年度の補助金から適用する。

別紙 1 : 補助対象経費の内容

1. 事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援）

事業区分	事業内容	補助対象経費
事故防止対策支援推進事業 （先進安全自動車（ASV） の導入に対する支援）	(1) 旅客自動車運送事業の用に供する自動車（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）及び車両総重量3.5トン超の貨物自動車運送事業の用に供する自動車に係る衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）を取得する事業	以下に例示する経費 ○衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）取得費 ○ふらつき注意喚起装置取得費 ○車線逸脱警報装置取得費
	(2) 旅客自動車運送事業の用に供する自動車及び貨物自動車運送事業の用に供する自動車に係るふらつき注意喚起装置及び車線維持支援制御装置を取得する事業並びに一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車に係る車線逸脱警報装置を取得する事業	○車線維持支援制御装置取得費 ○ドライバー異常時対応システム取得費 ○先進ライト取得費 ○側方衝突警報装置取得費
	(3) 旅客自動車運送事業の用に供する自動車及び貨物自動車運送事業の用に供する自動車に係るドライバー異常時対応システムを取得する事業	○統合制御型可変式速度超過抑制装置取得費 ○アルコール・インターロック取得費
	(4) 旅客自動車運送事業の用に供する自動車（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）及び車両総重量3.5トン超の貨物自動車運送事業の用に供する自動車に係る先進ライトを取得する事業	
	(5) 旅客自動車運送事業の用に供する自動車（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）及び車両総重量3.5トン超の貨物自動車運送事業の用に供する自動車に係る側方衝突警報装置を取得する事業	
	(6) 旅客自動車運送事業の用に供する自動車（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）に係る統合制御型可変式速度超過抑制装置を取得する事業	
	(7) 旅客自動車運送事業の用に供する自動車及び貨物自動車運送事業の用に供する自動車に係るアルコール・インターロックを取得する事業	

2. 事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援）

事業区分	事業内容	補助対象経費
事故防止対策支援推進事業 （運行管理の高度化に対する支援）	以下の機器を取得する事業 （1）デジタル式運行記録計 （2）映像記録型ドライブレコーダー	以下に例示する経費 （1）デジタル式運行記録計 ○デジタル式運行記録計に係る車載器取得費 ○デジタル式運行記録計に係る事業所用機器取得費 （2）映像記録型ドライブレコーダー ○映像記録型ドライブレコーダーに係る車載器等取得費 ○映像記録型ドライブレコーダーに係るカメラ取得費 ○映像記録型ドライブレコーダーに係る事業所用機器取得費 （上記機器は、国土交通大臣が別途選定した機器とする。）

3. 事故防止対策支援推進事業（過労防止のための先進的な取り組みに対する支援）

事業区分	事業内容	補助対象経費
事故防止対策支援推進事業 （過労防止のための先進的な取り組みに対する支援）	以下の機器を取得する事業 （1）ITを活用した遠隔地における点呼機器 （2）運行中における運転者の疲労状態を測定する機器 （3）休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器 （4）運行中の運行管理機器	以下に例示する経費 （1）ITを活用した遠隔地における点呼機器取得費 （2）運行中における運転者の疲労状態を測定する機器取得費 （3）休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器取得費 （4）運行中の運行管理機器取得費 （上記機器は、注2の要件を満たしたものであり、国土交通大臣が別途選定した機器とする。）

4. 事故防止対策支援推進事業（社内安全教育の実施に対する支援）

事業区分	事業内容	補助対象経費
事故防止対策支援推進事業 （社内安全教育の実施に対する支援）	事故防止コンサルティングの活用事業	以下に例示する経費 ○国土交通大臣の認定を受けたコンサルティングの活用に係る経費

注1) 用語の定義

- ・デジタル式運行記録計に係る車載器・・・・・・・・・・・・・運行データを作成するために必要なセンサー、運行データを作成するための装置、センサーと運行データを作成するための装置を接続する部分、事業所用機器に運行データを記録又は伝達するための装置等で構成される一連の機器
- ・デジタル式運行記録計に係る事業所用機器・・・・・・・・・・・・・運行データを事業所で読み出すための専用の読取装置、運行データを分析し、運行管理及び安全運転の指導に活用される一連の機器

- ・映像記録型ドライブレコーダーに係る車載器・・・・・・・・・加速度等を検知するためのセンサー、強い加速度等が発生した場合にその前後一定時間の画像を撮影する装置、撮影した情報、撮影を行った時刻、撮影を行った時点の加速度等を記録又は伝達するための装置、センサー及び画像を撮影する装置と撮影した情報を記録又は伝達するための装置を接続する部分等で構成される一連の機器
- ・映像記録型ドライブレコーダーに係るカメラ・・・・・・・・・強い加速度等が発生した場合にその前後一定時間の画像を撮影するカメラ及び当該装置と車載器本体を接続する一連の機器
- ・映像記録型ドライブレコーダーに係る事業所用機器・・・・車載器において記録又は伝達した撮影情報等を事業所で読み出すための専用の読取装置、撮影情報等を分析し、運行管理及び安全運転の指導に活用するためのソフトウェア等で構成される一連の機器

注2) 補助対象経費

要件	項目	内容
(1) ITを活用した遠隔地における点呼機器取得費	遠隔地における点呼時の疾病、疲労、睡眠不足等の確認 遠隔地における点呼時の酒気帯びの有無の確認及び記録 データの保存	<ul style="list-style-type: none"> ・営業所設置型端末^{※2}及び携帯型端末^{※3}又は営業所設置型端末及び遠隔地設置型端末^{※4}のカメラによって、自動車運送事業者が運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況を動画で随時確認できること ・上記カメラで撮影した動画は、運転者の表情等を鮮明に映すことができる精度の画質を有していること ・運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の確認とともに、携帯型端末又は遠隔地設置型端末のカメラで撮影した運転者の動画及びアルコール検知器の測定結果により、自動車運送事業者が運転者の酒気帯びの有無について確認できること。また、アルコール検知器の測定結果を営業所設置型端末へ自動的に記録できること ・営業所用端末に上記測定結果（酒気帯びの有無を確認した日時、判定結果の画像等の電子データ）を運転者ごとに記録し、運転者情報（氏名等）と併せて最低1年間保存できること
(2) 運行中における運転者の疲労状態を測定する機器取得費	運転者の疲労状態の測定及び記録 運転者ごとのデータの管理	<ul style="list-style-type: none"> ・運行中における運転者の疲労状態を生体信号（心拍等）や車両挙動により常時測定し、記録できること ・運転者ごとに氏名、測定年月日及び測定データを管理で

	運転者に対する疲労状態の通知	<p>きること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運行中における運転者の疲労状態を自動的に運転者に通知できる機能を有していること
(3) 休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器取得費	<p>運転者の睡眠状態等の測定及び記録</p> <p>運転者ごとのデータの管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休息期間における運転者の睡眠状態又は基礎疾患等を生体信号（心拍等）により常時測定し、記録できること ・ 運転者ごとに氏名、測定年月日及び測定データを管理できること
(4) 運行中の運行管理機器取得費	<p>瞬間速度、運行距離、運行時間等の記録等</p> <p>運転者ごとの集計</p> <p>自動車運送事業者による運行状況の確認</p> <p>運転者に対する運行状況の通知</p> <p>安全運転診断</p> <p>クラウド型サービスの利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通大臣によるデジタル式運行記録計の型式指定を受けている機器により、事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間等が記録されること ・ 運転者ごとに記録されたデータから運転者の拘束時間、運行距離、運転時間等の、改善基準告示遵守状況を確認できる集計表（日・週・月ごと等）等を作成できること ・ 日時、事業用自動車の位置及び運行速度、運転者の運行距離及び運行時間等の情報を少なくとも 10 分以内の頻度で自動車運送事業者が受信できること ・ 連続運転時間の状況を自動的に運転者に通知できる機能を有していること ・ 法定速度を参考に予め設定した事業用自動車の速度、急加減速、急発進及び急停車等を診断できる機能を有していること ・ インターネットによるクラウド型サービス等を受けるための契約を行い、そのための接続環境を整備していること

※1 内容・・・これらの内容は、アルコール検知器と連動した携帯電話等（動画通信機能を有するものに限る。）に搭載された機能で代用できることとする。但し、データの保存は、営業所用端末に保存できることとする。

※2 営業所設置型端末・・・運転者が所属する営業所に設置した装置。

※3 携帯型端末・・・運転者が携帯する装置で、遠隔地点呼を受ける運転者の位置が特定できる装置。

※4 遠隔地設置型端末・・・運転者が遠隔地点呼を受ける場所に設置された装置。

ふらつき注意喚起装置 技術要件

1. 適用範囲

本要件は、運転者の低覚醒状態（居眠り、注意力散漫や疲労など）による事故の防止を目的として、自動車製作者により自動車に備えられたふらつき注意喚起装置（以下「装置」という）に係る機能に適用する。

2. 作動条件

- (1) 装置は、運転者の意思により当該装置の作動・非作動、または注意喚起を行わないことを選択できるスイッチを有することができる。
- (2) 装置は、運転者のスイッチ操作により非作動が選択されている場合を除き、自動車製作者が設定した規定車速以上で自動的に作動を開始するものでなければならない。ここで作動開始とは、ふらつき注意喚起に必要な情報が収集可能な、装置のアクティブ状態を指す。

3. 機能要件

- (1) 装置は、運転者に固有の運転状況を学習し、低覚醒状態（居眠り、注意力散漫や疲労など）固有の操舵の変化を含む情報から車両のふらつきを検知し、必要と判断した場合に運転者に注意を喚起すること。
- (2) 注意喚起は音、表示、その他の手段によって行われ、運転者が容易に理解できるものであること。

4. 表示装置

装置は、運転者席に故障状況を表示するものであること。

5. 告知

- (1) 次に掲げる場合には、少なくとも表示により告知すること。
 - ①装置が故障により作動しない場合
 - ②装置の作動中、運転者の意思によらず、装置の作動が解除された場合

6. フェイルセーフ

- (1) 装置は、当該装置の作動状況を監視する機能を有し、この機能により故障検知を行うものであること。

7. 使用者への周知

以下について、取扱説明書、コーションラベル等により使用者に対し適切に周知されること。特に(3)については、使用者が確実に熟知するよう配慮すること。

- (1) 装置が作動する場合及び作動しない場合
- (2) 装置の発する音、表示及びその意味
- (3) 装置の機能限界（装置により居眠り運転などの防止が可能と誤解されないよう注意すること）
- (4) その他使用上の注意

車線逸脱警報装置 技術要件

1. 適用範囲

本要件は、運転者の意図しないレーン逸脱時による事故の防止を目的として、自動車製作者により自動車に備えられたレーン逸脱警報装置（以下「装置」という）に係る機能に適用する。

2. 作動条件

- (1) 装置は、運転者の意思により当該装置の作動・非作動、または注意喚起を行わないことを選択できるスイッチを有することができる。
- (2) 装置は、運転者のスイッチ操作により非作動が選択されている場合を除き、規定車速 60km/h 以上で自動的に作動を開始するものでなければならない。ここで作動開始とは、レーン逸脱警報装置のアクティブ状態を指す。
- (3) 装置は、ISO17361Annex A に規定されている日本国内のレーン種別を認識可能であること。
- (4) 装置は、ドライバーによる意図的なレーンチェンジを検出した場合など警報不要と想定される状態においては、警報しなくても良い。
- (5) 装置は、直線路及び曲線路にて作動するものとする。

3. 機能要件

- (1) 装置は、車両のレーンの逸脱を検出し警報を行う。
- (2) 装置は、認識したレーンの外側から逸脱輪の外側までの距離が 30cm 以内に警報を発生させなければならない。
- (3) 警報は音、表示、触覚を用いた手段のうち少なくとも2つ以上を用いて、運転者が容易に理解できるものであること。

4. 表示装置

装置は、次に掲げる事項を運転者席に表示するものであること。

- (1) 装置のアクティブ状態を運転者に表示する機能を持つ
- (2) 装置の故障状態を運転者に表示する機能を持つ

5. 告知

- (1) 次に掲げる場合には、少なくとも表示により告知すること。
 - ① 装置が故障により作動しない場合
 - ② 装置の作動中、運転者の意思によらず、装置の作動が解除された場合

6. フェイルセーフ

- (1) 装置は、当該装置の作動状況を監視する機能を有し、この機能により故障検知を行うものであること。

7. 使用者への周知

以下について、取扱説明書、コーションラベル等により使用者に対し適切に周知されること。特に(3)については、使用者が確実に熟知するよう配慮すること。

- (1) 装置が作動する場合及び作動しない場合
- (2) 装置の発する音、表示及びその意味
- (3) 装置の機能限界（装置によりいかなる場合でも逸脱防止の警報が可能と誤解されないよう注意すること）

側方衝突警報装置 技術要件

1. 適用範囲

本要件は、右左折又は出会い頭時の自転車等との事故の防止を目的として、自動車製作者により自動車に備えられた側方衝突警報装置（以下「装置」という）に係る機能に適用する。

2. 作動条件

- (1) 装置は、運転者に対し、自車の右左折、車線変更、又は交差点への進入の際に、作動するものとする。
- (2) 装置は、車両停止中および走行中に作動しなければならない。
- (3) 装置は、運転者席の反対側（左側）の側方を対象とする。また、運転者席側（右側）の側方、左前方、右前方を対象とすることもできる。
- (4) 検知する障害物は、走行中の自転車とし、それ以外に停止中の自転車、歩行中又は停止中の歩行者、走行中又は停止中の車両、静止障害物を対象とすることもできる。
- (5) 装置は、誤った情報提供、及び警報は最小限に抑えなければならない。
- (6) 装置は、運転者による中断手段を提供してもよい。また、本装置は、新しいイグニッションサイクルの開始の都度、自動的に作動状態へ復帰するものとする。

3. 機能要件

- (1) 装置は、左折、右折、車線変更、又は交差点へ進入する際に、運転者に対して、自車周辺の障害物との衝突の危険を知らせる装置である。
- (2) 情報提供は、運転者への障害物の存在を報知する。警報は、車両と運転者操作の情報を使って衝突の可能性を予測し、障害物との衝突の危険性が高い場合に、運転者に対して即座に適切な行動・操作を促す。
- (3) 情報提供、及び警報は、視覚的、聴覚的、触覚的の何れか、またはこれら組合せによって運転者に報知し、運転者が運転者席から昼夜問わず容易に確認できなければならない。

4. 表示装置

装置は、次に掲げる事項を運転者席に表示するものであること。

- (1) 装置のアクティブ状態もしくはオフ状態を運転者に表示する機能を持つ
- (2) 装置の故障状態を運転者に表示する機能を持つ

5. 告知

- (1) 次に掲げる場合には、少なくとも表示により告知すること。

- ① 装置が故障により作動しない場合
- ② 装置の作動中、運転者の意思によらず、装置の作動が解除された場合

6. フェイルセーフ

- (1) 装置は、当該装置のシステムに故障が発生した場合、運転者が認識する手段を有すること。

7. 使用者への周知

以下について、取扱説明書、コーションラベル等により使用者に対し適切に周知されること。特に(3)については、使用者が確実に熟知するよう配慮すること。

- (1) 装置が作動する場合及び作動しない場合
- (2) 装置の発する音、表示及びその意味
- (3) 装置の機能限界（装置によりいかなる場合でも側方衝突の警報が可能と誤解されないよう注意すること）
- (4) その他使用上の注意